

松阪市教育委員会告示第44号

平成23年11月17日

松阪市図書館管理運営に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 松阪市図書館の業務を円滑に運営するため、松阪市図書館条例及び松阪市図書館規則に基づき、松阪市図書館管理運営に関する実施要綱を定める。

(貸出冊数)

第2条 貸出冊数は、市内図書館での貸出合計冊数である。

1人—10冊以内

(貸出期間)

第3条 貸出期間は次のとおりとする。

- (1) 図書館の資料(書籍・雑誌・絵本・紙芝居等)の貸出期間は2週間とする。
- (2) 返却日が1ヶ月を超えている資料が1冊でもある場合は、延滞資料が返却されない限り、新たな貸出しをすることはできない。ただし、特別な事情があると認められた場合はこの限りではない。
- (3) 課題図書については1週間とする。

(注) 貸出期間の1週間とは7泊8日を、2週間とは14泊15日を意味する。

(貸出し資料の返却場所)

第4条 松阪図書館と嬉野図書館双方で貸し出した資料を、どちらの図書館でも返却することができる。

(貸出期間の延長)

第5条 貸出期間の延長の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 貸出期間については、前項のとおりであるが、貸出期間中であれば貸出期間の延長を受けることができる。
- (2) 延長が認められる期間は2週間とする。
- (3) 延長は1回を限度として認める。
- (4) 延長が認められるのは、市内図書館で延滞していない場合のみとする。(1日でも延滞されている場合は延長を認めない。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。)
- (5) 延長はカウンター及び電話で受け付けることができる。

(寄贈図書)

第6条 寄贈図書の受け入れは、次のとおりとする。

- (1) 寄贈本は出版後5年以内の資料とする。
- (2) 寄贈された資料の取り扱いは、図書館の蔵書の取り扱いに準ずる。
- (3) 寄贈本は出版後5年以内のものを原則とするが、5年以内の資料であっても、全集・百科事典・辞典類などの受け入れについては、蔵書等を確認したうえで決定する。

- (4) 寄贈された方の氏名は、原則匿名とする。(但し、作者本人の場合は作者寄贈とする。)
- (5) 郵送されてきた寄贈資料等については、書架に出さないことを原則とする。なお、送付を受けた図書等は3年保存し、以後廃棄する。ただし、郷土資料及び雑誌についてはこの限りではない。

(図書館利用カードの発行)

第7条 図書館利用カードの発行については、次のとおりとする。

図書館の資料の貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード申込書(様式1号)に次の掲げる証票等を添え利用カードの交付を受けなければならない。

- (1) 県内に住民登録している人を対象とする。
カード発行に際しては、免許証又は保険証等で住所・氏名・生年月日を確認のうえ、図書館利用カードを発行する。
- (2) 住所は県外であるが、市内に勤務している者は対象とする。
- (3) 住所は県外であるが、市内の学校に在学している者は対象とする。
- (4) 県内に住民票を移したが、免許証が変更されていないときの住所確認は、郵便物や公共料金の請求書で確認できれば可能とする。(確認できない場合は発行できない。)
- (5) 図書館利用カードについては、他人に譲渡、又は貸与するなど不当に使用してはならない。

◆ 住民登録を変更してない場合

事情により居住地に、住民登録していない場合。

- 住所確認……郵便物や公共料金の請求書等で確認を行うものとする。
(公共料金は世帯主の場合が多いので、同一世帯の確認は保険証等で行う。)
- 氏名等確認…免許証・保険証などで確認を行うものとする。
(申請書の裏に、免許証や保険証の住所を記入しておく。)

◆ 在 学

- 高校生・大学生及び専門学校生等は、学生証などで確認を行うものとする。(住民登録が、実家の場合……実家の住所・電話番号も記入しておく。)
- 住民登録が市内にあるが、現在住んでいる住所が県外の場合……住民票のある住所が確認できる証明書があれば登録を行うことができるものとする。

◆ 在 勤

- 勤務先確認は名刺・社員証などで確認する。証明するものがない場合は、勤務先で在勤証明書等の発行を求めた上で発行するものとする。

(例) 図書館利用カード申込書の裏に、申込書に記入されている〇〇〇〇(氏名)は、確かに〇〇〇〇社に勤務していることを証明します。(会社名・住所などの入ったゴム印でも可能とする。)氏名及び住所の確認は、免許証、

保険証で確認を行う。

(図書館利用カードを発行できない場合)

第8条 次の場合には、図書館利用カードを発行できない

- (1) 来館時に県内に住民登録がされていない場合は、利用カードを発行できないものとする。
- (2) 現住所・氏名・生年月日が確認できる証票の提示がない場合は、利用カードの発行はできないものとする。
- (3) 利用カードの発行について判断ができない場合は、速やかに上司に相談し指示を仰ぎ対応する。

(図書館利用カードの再発行)

第9条 図書館利用カードを紛失し再発行を希望する者は、新規と同じように図書館利用カード申込書(様式第1号)を提出し、交付を受けなければならない。

なお、盗難、焼失等の被災によりカードを失くした場合は、再発行の費用の免除を受けることができる。なお、免除を受ける場合は関係警察署、消防署等の証明、又はこれに変わるべき物を提出し館長の許可を得なければならない。

(住所・氏名・電話番号の変更届)

第10条 新規登録の際、記載した事柄に変更(住所、氏名、電話番号等)が生じたときは、変更届けを提出しなければならない。

(団体貸出)

第11条 市内の保育園、幼稚園、小中学校、地域団体、老人福祉施設、病院、読書会等を対象として団体貸出しすることができる。

- (1) 貸出冊数は50冊
- (2) 貸出期間は1ヶ月
- (3) 団体貸出しの延長は原則不可とする。ただし、特別な理由があり、館長が特別に認めるときは、延長することができる。
- (4) 団体貸出しを受けた代表者は、責任をもって借受けた資料を期限までに返却しなければならない。万が一紛失等が生じたときは、団体の責任者において賠償しなければならない。

(団体貸出しの利用手続)

第12条 貸出しの利用を受けるときは、事前に団体・図書館利用カード申込書(様式第2号)を提出し、利用カードの発行を受けなければならない。

(予約・リクエスト)

第13条 図書館利用カード登録者であれば誰でも予約・リクエストをすることができる。ただし、リクエストについては市内在住者に限る。また、市内図書館での延滞がない場合に限る。

(1) 資料の予約について

- ① 資料の予約を希望する者は、予約・リクエスト申込書(様式第3号)を提

出するか、またはオンライン予約（WEB 予約）をすることができる。

- ② 予約できる資料は、1 利用者につき図書・雑誌の冊数を10冊までとする。
- ③ 予約資料が用意でき次第、利用者に電話等で連絡しなければならない。

(2) 資料のリクエストについて

- ① 資料のリクエストをする者は、予約・リクエスト申込書（様式第3号）を提出しなければならない。
- ② リクエストの申し込み資料が一般的でない、専門書又は特殊な資料及び高価で当図書館で購入することが難しい資料は、リクエストに応えられない場合もある。
- ③ リクエストの資料が届き次第、電話等で利用者に連絡しなければならない。

(相互貸借)

第14条 当図書館が所蔵していない資料を他の図書館から相互貸借することにより、市民へのサービス向上を図る。なお、松阪市内在住者で、図書館利用カード登録者であれば誰でも申し込みをすることができる。ただし、市内図書館での延滞がない場合に限る。

(1) 公立図書館への相互貸借

- ① 図書館によって、貸出規定が異なるので所蔵の確認ができて、相互貸できないこともある。
- ② 相互貸借の資料については、借受け図書館から貸出制限がある場合は、館内閲覧のみ利用可能とする。
- ③ 県内及び愛知県・岐阜県の公立図書館からの借受けた資料の輸送費用は本人が負担しなくてもよい。（県立図書館のサービスネットを活用する。）
- ④ 前項以外の図書館から借受けた資料の往復の輸送費用は、借受け図書館が負担する。
- ⑤ 館外貸出しが可能な資料の貸出期間は、所蔵図書館の返却期限を厳守するため、借受け図書館は本人への貸出し時、返却日を設定し貸出さなければならない。

(2) 国会図書館への資料の借受け及びコピー依頼について

- ① 国会図書館から借受けた資料は、館外への貸出しはできないので、当館内での閲覧に限定しなければならない。
- ② 国会図書館資料の輸送費用については、貸出し側の国会図書館が負担し、返送分の輸送費用は借受けた図書館が負担する。
- ③ 国会図書館の資料のコピーを申し込みした場合、申込みから約1ヶ月程度を要する。なお、コピー料及び郵送料金は申込み者が負担する。

(3) 大学図書館への資料の借受け及びコピー依頼について

- ① 各大学が所蔵している資料については、各大学は貸出を規制しているところが多いので、相互貸借の申込みをしても借受けるのは難しい資料が多い。

- ② 三重大学以外の大学からの借受ける資料の輸送費用は、借受けた図書館が負担する。
- ③ コピー料及び郵送料金は申込み者が負担する。
- ④ 館外貸出しが可能な資料の貸出期間は、所蔵図書館の返却期限を厳守するため、借受図書館は本人への貸出し時、返却日を設定し貸し出さなければならない。

(図書館資料の複写)

第15条 図書館資料の複写は次のとおりとする。

- (1) 図書館で資料をコピーするときは複写申込書を提出し、館長の許可を得なければならない。
- (2) 著作権法第31条(図書館における複製)の定めにより、1人1部をコピーすることができる。ただし、図書館所蔵の資料に限る。
- (3) 新聞のコピーについては、当日分はできない。ただし、前日以前のものはコピーすることができる。
- (4) 雑誌(月刊誌、週刊誌等定期刊行物)のコピーは、次号が図書館に届いた時点でコピーすることができる。
- (5) ゼンリンの住宅地図については、見開き1ページ(半分)までしかコピーできない。
- (6) 電話帳のコピーについては、一般書籍の著作権の範囲でコピーすることができる。

(相互貸借で借受けた資料の複写)

第16条 利用者から請求があった場合に限り、借受けた相互貸借本についてもコピーすることができる。(平成18年1月から)

- (1) 複写申込書に記入する。(相互貸借図書用)
- (2) 複写制限は、通常と変わらない。

ただし、e-booking本に関して複写はできない。

(貸出し資料の紛失、汚損)

第17条 貸出資料の紛失、汚損については、次のとおりとする。

- (1) 利用者が資料を紛失、汚損した場合は、資料紛失届(システム内書式)を提出しなければならない。
- (2) 資料を紛失した場合、利用者は原則現物で賠償しなければならない。
- (3) 紛失図書が絶版、品切れ等により入手困難な場合、現金で賠償とする。
- (4) 前項の理由ではないが、入手することに時間的余裕がない利用者には、現金での賠償を認めることができる。
- (5) 盗難、焼失等の被災により資料を紛失した場合は、賠償を免除することができる。ただし、免除を受ける場合は関係警察署、消防署等の証明又はこれに変わるべき物を提出し、教育委員会の許可を得なければならない。

(貸出し資料の督促)

第18条 指定管理者は、貸出した資料が返却日を過ぎても返却されない場合は、次により未返却本の解消に努めなければならない。

- (1) 2ヶ月以内に電話で返却の督促を行う。
- (2) 3ヶ月以内に書面による督促を行う。
- (3) それ以後は適宜、電話・書面による督促を行うと共に自宅を訪問し、未返却本を解消する。
- (4) 未返却本の解消は貸出し期限から6ヶ月以内に終了する。

(貸出し資料の未返却処理の継承義務)

第19条 貸出し資料は貸出し期間が設定されているため、年度内処理は不可能である。従って指定管理者が変更となった場合も、前年度貸出した資料の回収業務を継続して引き継ぐこととなり、新しく指定管理者となった事業者は未返却本の回収義務を負わなければならない。

(蔵書資料の適正な管理)

第20条 指定管理者は、図書館資料の紛失が起きない最善の注意を払い管理をしなければならない。

- (1) 利用者のマナーアップを促すような取り組みに努める。
- (2) 不明図書の防止のため、大きなカバン・リュック等の持込を遠慮いただき、備え付けのコインロッカーの使用を促す。

(蔵書等資料の廃棄)

第21条 指定管理者が蔵書等資料を廃棄する場合は、その都度詳細を付して教育委員会の許可を得なければならない。

- (1) 資料の中で、破損し、修理復元できない物は廃棄することができる。
- (2) 資料の中で、登録年数等を勘案し、所蔵に相応しくないと思われる物については廃棄することができる。
- (3) 館外貸出しの資料を紛失したときは、賠償を確認のうえ廃棄する。

(視聴覚ライブラリー)

第22条 視聴覚ライブラリーの資料及び機器の貸出しについては、次のとおりとする。

- (1) 資料の貸出しを受けるときは、申込書に所定事項を記入のうえ、提出しなければならない。
- (2) 貸出しが受けられるのは、県内の各種団体に限る。
- (3) 貸出し期間は返却日を含め5日以内とし、貸出し本数は1回につき3巻までとする。
- (4) 貸出しの重複貸出しを避けるため貸出し予約受付簿に、期間、タイトル名及び機器名を記載し管理する。

(雑誌及び新聞の保存)

第23条 松阪図書館と嬉野図書館とは設立当初から、雑誌及び新聞の蔵書が異なるので、保存年限については、松阪図書館と嬉野図書館は別表基準により保存する。ただし、郷土資料については、この限りでない。別表1に松阪図書館、別表2に嬉野図書館

館の保存年限を定める。

- (1) 保存年限は、資料的価値及び利用頻度を考慮したうえで、次のとおりとする。
 - ① 1年間とは、昨年（1月～12月）の雑誌を1年間保存する。
 - ② 3年間とは、昨年（1月～12月）の雑誌を3年間保存する。
- (2) 永久保存でないものでも、特集記事（時代性・歴史性・人物に重点を置く。によってはその号を永久保存しなければならない。
- (3) 郷土についての記事が掲載されている雑誌については、当該資料の保存年月日にかかわらず、永久保存する。
- (4) 永久保存の雑誌も、他の雑誌と同様に貸出しをするが、その際汚損・破損・紛失等で欠本になった場合、可能な限り再購入してバックナンバーを揃えておかなければならない。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成23年12月1日から施行する。

(別表1)

《 蔵書雑誌の保存年数 》

(松阪図書館)

	一般雑誌 コーナー	刊行形態	発売日	保存期間
1	BE-PAL	月刊	10日	1年間
2	CLASSY	月刊	28日	1年間
3	DVD&ビデオデータ	月刊	20日	1年間
4	JJ	月刊	23日	1年間
5	JTB時刻表	月刊	25日	1年間
6	MONEY JAPAN	月刊	21日	1年間
7	MORE	月刊	28日	1年間
8	my40'	月刊	7日	1年間
9	Pooka	季刊	不定期	3年間
10	Sai	季刊	3・6・9・12月	永久
11	TIME	週刊	月曜日	永久
12	VOICE	月刊	10日	1年間
13	アサヒカメラ	月刊	20日	1年間
14	新しい住まいの設計	月刊	21日	1年間
15	伊勢人	隔月刊	偶数月	永久 (郷土資料) 禁帯
16	美しい部屋	隔月刊	22日	1年間
17	栄養と料理	月刊	9日	1年間
18	大相撲	月刊	下旬	1年間
19	オール読物	月刊	22日	1年間 (3・9月号直木賞永久)
20	おしゃれ工房	月刊	16日	1年間
21	音楽の友	月刊	18日	1年間
22	カー・アンド・ドライバー	月2回	10・26日	1年間
23	会社四季報	季刊	3・6・9・12月	1年間
24	家庭画報	月刊	1日	1年間
25	関西のつり	月刊	10日	1年間
26	キネマ旬報	月2回	5・20日	3年間 (2月下旬号永久)
27	きょうの健康	月刊	16日	1年間
28	きょうの料理	月刊	16日	1年間
29	くじら	月刊	1日	永久 (2年分は雑誌コーナー)
30	暮らしの手帖	隔月刊	25日	3年間

31	クロワッサン	月2回	10・25日	1年間
32	群像	月刊	7日	1年間（6月号群像新人文学賞永久）
33	芸術新潮	月刊	25日	1年間
34	月刊碁ワールド	月刊	20日	1年間
35	現代詩手帖	月刊	28日	1年間（12月分永久）
36	航空ファン	月刊	21日	1年間
37	サライ	月2回	第1・3木曜日	永久
38	サンデー毎日	週刊	火曜日	1年間
39	週刊朝日	週刊	火曜日	1年間
40	週刊新潮	週刊	木曜日	1年間
41	週刊文春	週刊	木曜日	1年間
42	読売ウイークリー	週刊	火曜日	1年間
43	主婦の友	月刊	2日	1年間(20年1月～6月号)
44	趣味の園芸	月刊	16日	1年間
45	趣味の水墨画	月刊	15日	1年間
46	ジュリスト	月2回	10日・25日	3年間
47	将棋世界	月刊	3日	1年間
48	小説新潮	月刊	22日	1年(7月号山本周五郎賞永久)
49	人権と部落問題	月刊	1日	永久
50	新潮	月刊	7日	1年（6月号川端康成賞永久） 〃（7月号三島由紀夫賞永久）
51	しんぷる	月刊	10日	永久（2年間は雑誌コーナー）
52	すてきな奥さん	月刊	2日	1年間
53	生活ほっとモーニング	隔月	16日	1年間
54	世界	月刊	8日	永久
55	壮快	月刊	6日	1年間
56	ダ・ヴィンチ	月刊	6日	1年間
57	旅	月刊	10日	1年間
58	ためしてガッテン	季刊	16日	1年間
59	短歌研究	月刊	22日	1年間（12月短歌年鑑永久）
60	鉄道ジャーナル	月刊	21日	1年間
61	東海じゃらん	月刊	1日	1年間
62	図書館雑誌	月刊	20日	永久
63	ナショナルジオグラフィック 日本版	月刊	30日	1年間
64	日経PC21	月刊	24日	1年間

65	日経PCビギナーズ	月刊	1日	1年間
66	日経マネー	月刊	21日	1年間
67	ニュートン	月刊	26日	1年間
68	俳句研究	月刊	14日	永久
69	花時間	月刊	7日	1年間
70	ヒューマンライツ	月刊	10日	永久
71	ひととき	月刊	1日	1年間
72	婦人公論	月2回	7・22日	1年間
73	部落解放	月刊	10日	永久
74	プレジデント	月2回	第2・4月曜日	1年間
75	文学界	月刊	7日	//(芥川賞受賞作掲載号永久)
76	文化財	月刊	15日	永久
77	文芸春秋	月刊	10日	永久
78	文芸春秋(臨時号)	臨時		1年間
79	別冊文芸春秋	隔月刊	奇数月	永久
80	法令解説資料総覧	月刊	25日	1年間
81	ゆうゆう	月刊	1日	1年間
82	歴史読本	月刊	24日	1年間
	児童雑誌コーナー	刊行形態	発売日	保存期間
83	Baby-mo(ベビモ)	月刊	15日	1年間
84	おおきなポケット	月刊	3日	永久
85	かがくのとも	月刊	3日	永久
86	クーヨン	月刊	3日	1年間
87	月刊MOE	月刊	3日	3年間
88	月刊ポプラディア	月刊	15日	3年間
89	子供の科学	月刊	10日	1年間
90	こどものとも	月刊	3日	永久
91	こどものとも 0・1・2	月刊	4日	永久
92	こどものとも 年少版	月刊	5日	永久
93	こどものとも 年中向き	月刊	6日	永久
94	この本読んで!	季刊	2・5・8・11月	永久
95	詩とメルヘン	月刊	廃刊	(H15.4月~.8月号4冊永久)
96	すくすく子育て	月刊	16日	1年間
97	たくさんのふしぎ	月刊	3日	永久
98	ちいさなかがくのとも	月刊	3日	永久
99	母の友	月刊	3日	1年間

(備考) 1 その他、別紙(雑誌永久保存表)により書庫に保管している。

2 コンピュータには登録されていないので、検索できない。

《 新聞の保存年数 》

(1) 下記の新聞については、永久保存とする。

- ① 朝日新聞
- ② 夕刊三重、伊勢新聞
- ③ みちしるべ(旧:三重の同和教育)・・・月刊／毎月25日発行(1年毎に製本)
- ④ 地域と人権(旧:解放の道)・・・・・・・月刊／毎月15日発行(1年毎に製本)

(2) 現在所蔵している新聞一覧

新聞社名	保存年月日
朝日新聞縮刷版(復刻版)	昭和12年1月～昭和24年12月
朝日新聞	昭和24年7月～12月、昭和25年1月～現在
夕刊三重	昭和34年1月～昭和39年12月(欠号あり) 昭和40年1月～現在
伊勢新聞	昭和24年1月～昭和24年12月 昭和30年1月～現在
東海新聞	平成 2年1月～平成11年9月22日 (以後休刊)

※ 但し、朝日新聞の昭和25年分は、著しい破損がみられるため閲覧を認めない。

(3) 下記新聞については、1年間保存する。(前年の1月～12月分)

新聞社名	新聞社名	新聞社名
中日新聞(夕刊を含む)	産経新聞	しんぶん赤旗
毎日新聞(夕刊を含む)	日本経済新聞	自由民主
読売新聞	中日スポーツ	民主
朝日小学生新聞		

(別表2) 《 蔵書雑誌及び保存年数 》

(嬉野図書館)

	一般雑誌コーナー	刊行形態	発売日	保存期間
1	AERA(アエラ)	週刊	月曜日	1年間
2	anan(アンアン)	週刊	水曜日	1年間
3	週刊エコノミスト	週刊	火曜日	1年間
4	週刊金曜日	週刊	金曜日	1年間
5	ゴルフダイジェスト	週刊	火曜日	1年間
6	サッカーマガジン	週刊	火曜日	1年間
7	週刊ダイヤモンド	週刊	土曜日	1年間
8	TVガイド中部版	週刊	金曜日	1年間
9	週刊東洋経済	週刊	土曜日	1年間
10	週刊ベースボール	週刊	月曜日	1年間
11	読売ウィークリー	週刊	日曜日	1年間
12	サンデー毎日	週刊	火曜日	1年間
13	週刊新潮	週刊	火曜日	1年間
14	週刊文春	週刊	木曜日	1年間
15	週刊読売	週刊	火曜日	1年間
16	ASCII(アスキー)	月刊	25日	3年間
17	Anifa(アニファ)	月刊	26日	3年間
18	一枚の檜	月刊	21日	3年間
19	ESSE	月刊	6日	3年間
20	edu(エデュー)	月刊	9日	3年間
21	NHK短歌	月刊	20日	3年間
22	NHK俳句	月刊	20日	3年間
23	オートバイ	月刊	1日	3年間
24	岳人	月刊	15日	3年間
25	Goodリフォーム	月刊	15日	3年間
26	Saita(サイタ)	月刊	6日	3年間
27	サンキュ!	月刊	1日	3年間
28	自家用車	月刊	1日	3年間
29	SCREEN(スクリーン)	月刊	20日	3年間
30	装苑	月刊	28日	3年間
31	たしかな目	月刊	8日	3年間
32	旅の手帖	月刊	10日	3年間

33	dancyu(ダンチュウ)	月刊	6日	3年間
34	中央公論	月刊	9日	3年間
35	T. TENNIS(ティーティー)	月刊	9日	3年間
36	鉄道ファン	月刊	23日	3年間
37	天然生活	月刊	20日	3年間
38	東海つりガイド	月刊	25日	3年間
39	next	月刊	下旬	3年間
40	猫の手帖	月刊	13日	3年間(2008/06 から休刊)
41	ピチレモン	月刊	31日	3年間
42	piano(ピアノ)	月刊	20日	3年間
43	婦人之友	月刊	13日	3年間
44	ふれあいケア	月刊	25日	3年間
45	星ナビ	月刊	6日	3年間
46	ミセス	月刊	6日	3年間
47	MEN'S NON-NO	月刊	9日	3年間
48	Yahoo! Interhet Guide	月刊	28日	3年間(2008/06 から休刊)
49	Yomiuri Pc	月刊	25日	3年間
50	Latta	月刊	8日	3年間
51	子どものしあわせ	月刊	30日	3年間
52	たまごクラブ	月刊	13日	3年間
53	ひよこクラブ	月刊	13日	3年間
54	陸上競技マガジン	月刊	15日	3年間
55	しんぷる	月刊	10日	3年間
56	すてきな奥さん	月刊	2日	3年間
57	BE-PAL	月刊	10日	3年間
58	JTB 時刻表	月刊	25日	3年間
59	壮快	月刊	6日	3年間
60	ダ・ヴィンチ	月刊	6日	3年間
61	旅	月刊	10日	3年間
62	MORE	月刊	28日	3年間
63	アサヒカメラ	月刊	20日	3年間
64	新しい住まいの設計	月刊	21日	3年間
65	大相撲	月刊	下旬	3年間
66	栄養と料理	月刊	9日	3年間
67	きょうの健康	月刊	16日	3年間
68	きょうの料理	月刊	16日	3年間

69	くじら	月刊	1日	3年間
70	家庭画報	月刊	1日	3年間
71	人権と部落問題	月刊	1日	3年間
72	ニュートン	月刊	26日	3年間
73	オール読物	月刊	22日	3年間
74	小説新潮	月刊	22日	3年間
75	花時間	月刊	7日	3年間
76	おしゃれ工房	月刊	16日	3年間
77	芸術新潮	月刊	25日	3年間
78	主婦の友	月刊	2日	3年間(2008/07 から廃刊)
79	部落解放	月刊	10日	3年間
80	趣味の園芸	月刊	16日	3年間
81	航空ファン	月刊	21日	3年間
82	将棋世界	月刊	3日	3年間
83	文芸春秋	月刊	10日	3年間
84	歴史読本	月刊	24日	3年間
85	Roadshow (ロードショー)	月刊	20日	3年間
86	WAN	月刊	14日	3年間
87	別冊文芸春秋	隔月刊	奇数月	3年間
88	伊勢人	隔月刊	偶数月	3年間(2007/10 から廃刊)
89	園芸ガイド	隔月刊	1日	3年間
90	プラス1リビング	隔月刊	1日	3年間
91	美しい部屋	隔月刊	22日	3年間(2007/12 から休刊)
92	暮らしの手帖	隔月刊	25日	3年間
93	月刊碁ワールド	隔月刊	20日	3年間
94	WIREママ	隔月刊	4/6/8/10/12/月	3年間
95	東海ウォーカー	隔週刊	火曜日	3年間
96	Nunbar	隔週刊	木曜日	3年間
97	ぴあ中部版	隔週刊	木曜日	3年間
98	会社四季報	季刊	3/6/9/12/月	3年間
99	Edge	季刊	休刊中	3年間
100	NAGI	季刊	6/9/12/3/月	3年間
101	ミセスのスタイルブック	季刊	2/4/6/10/月	3年間
102	地域政策(あすの三重)	季刊	3/6/9/12/月	3年間
103	瑞垣	季刊	1/6/10/月	3年間
104	キネマ旬報	月2回	5日20日	3年間

105	クロワッサン	月2回	10日20日	3年間
101	サライ	月2回	第1、3木曜日	3年間
102	婦人公論	月2回	7日 22日	3年間
103	プレジデント	月2回	第2、4月曜日	3年間
104	オレンジページ	月2回	2日17日	3年間
105	セブンティーン	月2回	15日/30日	3年間
106	non・no	月2回	5日/20日	3年間
107	教育文芸みえ	年1回	12月10日	3年間
108	近鉄時刻表	年1回	毎年3月	3年間
109	cabiネット	月2回	10日、25日	3年間
110	Skier	不定	1/10/12/月	3年間
111	Snowbord	不定	11/12/1/2月	3年間
112	図書館雑誌	月刊	20日	永久
	児童雑誌コーナー	刊行形態	発売日	保存期間
113	おおきなポケット	月刊	3日	永久
114	かがくのとも	月刊	3日	永久
115	たくさんのふしぎ	月刊	3日	永久
116	ちいさなかがくのとも	月刊	3日	永久
117	こどものとも	月刊	3日	永久
118	こどものとも 0・1・2	月刊	4日	永久
119	こどものとも 年少版	月刊	5日	永久
120	こどものとも 年中向き	月刊	6日	永久
121	すくすく子育て	月刊	16日	3年間
122	クーヨン	月刊	3日	3年間
123	月刊MOE	月刊	3日	3年間
124	この本読んで!	季刊	2/5/8/11/月	永久

《 新聞の保存年数 》

(1) 下記の新聞については、永久保存とする。

- ① 中日新聞(三重版・中勢版)
- ② 伊勢新聞

(2) 現在所蔵している新聞一覧

新聞社名	保存年月日
中日新聞縮刷版	平成11年5月～現在
中日新聞(三重版・中勢版)	平成11年7月～現在
伊勢新聞	平成11年7月～現在

(注) 中日新聞(中勢版)は、平成 17 年4月1日から松阪紀勢版と名称変更

(3) 下記新聞については、1年間保存する。(前年の1月～12月分)

新聞社名	新聞社名	新聞社名
中日新聞(夕刊を含む)	朝日新聞(夕刊を含む)	夕刊三重
毎日新聞	産経新聞	The Japan Times
読売新聞	日本経済新聞	しんぶん赤旗
朝日小学生新聞	中日スポーツ	スポーツニッポン
朝日中学生ウイークリー		